

# けんぽ委員だより

事業主・  
加入者の  
みなさまへ

令和7年度

**被扶養者資格再確認**のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 確認の対象 となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方(18歳未満や直近で認定された方を除く)

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません

令和7年度の資格再確認につきましては、被扶養者資格が解除となる可能性が高い方に絞って送付いたします。

## 送付時期

令和7年10月下旬(予定)から順次送付いたします。

## 提出期限

令和7年**12月12日**(金)

## 提出 いただくもの

「被扶養者状況リスト」に確認事項を記入の上、必ずご提出ください。

確認の結果、扶養解除となる場合は、日本年金機構へ電子申請により「被扶養者異動届」を提出してください。

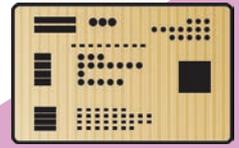
なお、電子申請による手続きが困難な場合は、被扶養者状況リストに同封されている「被扶養者調書兼異動届」を記入のうえ、被扶養者状況リストと併せて、返信用封筒によりご提出ください。

令和6年度  
の実績

- ▶ 扶養解除者数 約6.3万人
- ▶ 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約11億円



# 資格確認書が事業所に届く 仕組みのご案内



次のような場合に資格確認書が事業所様に送付されます。

① 被保険者資格取得届(被扶養者異動届)の「資格確認書発行要否」欄に  
チェックをいただいた場合

② 資格確認書の記載内容(氏名等)に変更があった場合

③ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた場合

電子証明書の有効期限が切れてから3か月以内に資格確認書が事業所様宛てに送付されます。  
電子証明書の有効期限は年齢を問わず、マイナンバーカード発行日から5回目の誕生日までです。

## 電子証明書の更新について

電子証明書の更新手続きをしないと有効期限が切れてから3か  
月経過後にマイナ保険証が利用できなくなります。

更新のご案内がご自宅に届いたら、忘れずにお住まいの市区町  
村で更新手続きをお願いいたします。



電子証明書の  
詳細については  
こちらをご覧ください



従前の健康保険証をお持ちの方でマイナ保険証をお持ちでない方の  
資格確認書の送付について

現在、被保険者様の登録住所宛てに、随時送付しています。

なお、宛所不明により未着となった場合は、後日事業所様に再送付いたします。



受診の際には、マイナンバーカードを。

マイナ保険証を使って医療機関を受診することで、過去に処方されたお薬や特定健診等の情報を医師に共有することができ、その情報に基づくより良い医療を受けられます(受付時に情報提供に関する本人同意が必要)。

また、マイナポータルでご自身の過去の診療情報等も確認することができます。

